

弔慰内規

制定：1997年12月22日

1 弔慰金

弔慰金を以下のように定める。

- | | |
|------------|----------|
| 1) 現会長・副会長 | 30,000 円 |
| 2) 現常任理事 | 20,000 円 |
| 3) 現理事 | 10,000 円 |
| 4) 現監事 | 10,000 円 |
| 5) 名誉会員 | 30,000 円 |

2 生花

- (1) 現・旧役員で、先方から申し入れがあった場合に、学会名で生花を送る。
- (2) 執行額は事務局長の判断とする。

3 弔電

- (1) 会員が逝去したことが葬儀前に判明した場合は、喪主宛に学会長名で弔電を送る。
- (2) 封筒は最低額のものとする。電文の文案は、会長と事務局長で原案を作成する。

付則 昭和 59 年 7 月 14 日理事会決定を改正する。